

日立市住宅浸水対策促進事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、大雨等による住宅（併用住宅を含む。以下同じ。）の床上浸水を防止するため、浸水対策工事を行う者に対し、予算の範囲内で助成金を交付することについて、日立市補助金等交付規則（昭和45年日立市規則第42号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、浸水対策工事とは、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に掲げるとおりとする。

区 分	摘 要
住宅かさ上げ工事・ 盛土工事	(1) 住宅の床面を既存の高さよりも高くする工事 ア 住宅のかさ上げ工事 イ 住宅の高床化 (2) 敷地に盛土して地盤の高さを高くする工事 ア 盛土工事
浸水被害軽減工事	(1) 防水板の設置 (2) 浸水防止蓋の設置 (3) 浸水防止塀の設置 (4) 雨どい交換 (5) 屋外設備機器かさ上げ (6) 住宅設備の2階への移設 (7) トップライト（天窓）設置（平屋建て対象） (8) 雨水貯留・浸透施設設置工事 (雨水浸透ます、地下埋没型雨水槽、透水性アスファルト舗装) (9) その他浸水被害の軽減に資する工事

(助成対象者)

第3条 助成の対象となる者は、次の各号に該当するものとする（法人を除く。）。

- (1) 床面積の合計が10平方メートル以上の住宅を所有又は賃借（使用賃借を含む。）し、自己若しくは賃借人の居住の用に供するために、別に定める登録事業者による浸水対策工事を行う者
- (2) 前号の場合において、住宅かさ上げ工事・盛土工事にあつては、過去に床上浸水被害を受けたことのある家屋を所有する者及びこの要綱の趣旨に類似する制度に基づいた補助金の交付を受けたことがない者
- (3) 前号の場合において、住宅の高床化及び盛土工事にあつては、当該住宅を取り壊し、当該住宅に替えて、同一の用途に供する住宅を同敷地内に建設する者。
- (4) 申請日現在において、市税、国民健康保険料、後期高齢者医療保険料及び介護保険料（以下「市税等」という。）を滞納していない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む。）と認められる者に該当しない者

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の中欄に掲げる助成率を乗じて得た額（その額に千円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）とし、その限度額は同表の右欄に掲げる額とする。

区 分	助成率	限度額
住宅かさ上げ工事・盛土工事に要する経費	3／4	3,000,000円
浸水被害軽減工事に要する経費	3／4	500,000円

2 助成金の交付は、前項の表の区分に掲げる経費ごとに、対象住宅1棟につき1回とする。

(交付の申請)

第5条 規則第4条に規定する助成金の交付の申請は、日立市住宅浸水対策促進事業助成金交付申請書（様式第1号）に、関係書類を添付して行うものとする。

(交付決定及び通知)

第6条 規則第5条の2の規定による助成金の交付の決定は、日立市住宅浸水対策促進事業助成金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(申請の変更及び中止)

第7条 規則第6条第1項の規定による変更及び中止の申請は、日立市住宅浸水対策促進事業助成金交付変更・中止申請書（様式第3号）により行うものとする。

(変更決定の通知)

第8条 規則第6条第4項の規定による変更決定の通知は、日立市住宅浸水対策促進事業助成金交付決定変更通知書（様式第4号）により行うものとする。

(実績報告及び助成金の請求)

第9条 規則第6条の2の規定による実績報告及び規則第8条の規定による助成金の請求は、日立市住宅浸水対策促進事業助成実績報告書兼請求書（様式第5号）に、関係書類を添付して行うものとする。

(額の確定及び助成の実行)

第10条 市長は、前条の請求を適当と認めたときは、規則第6条の3に規定する交付すべき補助金等の額の確定を行い、助成決定者に対し、助成を行うものとする。

(財産の処分の制限)

第11条 助成決定者は、浸水対策工事完了日から起算して10年の期間について、正当な理由なく防水板等を処分（撤去等）してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年6月13日から適用する。

附 則

この要綱は、令和元年５月１５日から適用する。

附 則

この要綱は、令和３年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和６年４月１日から適用する。

附 則

この要綱は、令和７年４月１日から適用する。

様式第 1 号（第 5 条関係）

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住 所 〒 ー

氏 名

電 話

E-mail

日立市住宅浸水対策促進事業助成金交付申請書

日立市住宅浸水対策促進事業助成金交付要綱第 5 条の規定により、助成金の交付を受けたいので、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

助成金交付申請額	
工事の区分	
施工内容	
建物所在地	
所有の形態	
面 積	

☐助成の申請にあたり、以下のことを誓約します。（☐に✓がない場合、申請は無効です。）

--

☐助成の申請にあたり、以下のことに同意します。（☐に✓がない場合、申請は無効です。）

--

【裏面へ続きます】

■添付書類

- 1 住宅を所有又は賃借していることを確認できる書類の写し
- 2 見積書その他工事に要する費用の内訳を確認できる書類

日立市住宅浸水対策促進事業助成金交付決定通知書

殿

年 月 日付で申請のあった住宅浸水対策促進事業については、日立市住宅浸水対策促進事業助成金交付要綱第 6 条の規定により、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年 月 日

日立市長

印

記

助成金の交付決定額	
工事の区分	
施工内容	
建物所在地	
面 積	
助成金等の交付条件	
助成金交付に係る指示事項	

様式第 3 号（第 7 条関係）

年 月 日

日立市長 殿

申請者 住 所

氏 名

電 話

日立市住宅浸水対策促進事業助成金交付変更・中止申請書

年 月 日付けで申請した住宅浸水対策促進事業に係る事業計画を変更（中止）したいので、日立市住宅浸水対策促進事業助成金交付要綱第 7 条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 工事の区分 (1) 住宅かさ上げ・盛土工事 (2) 浸水被害軽減工事

2 事業計画変更（中止）の理由

日立市住宅浸水対策促進事業助成金交付決定変更通知書

殿

年 月 日付け日立市指令 第 号により通知した住宅浸水対策促進事業について、日立市住宅浸水対策促進事業助成金交付要綱第 8 条の規定により、下記のとおり交付金額を変更したので通知します。

年 月 日

日立市長



記

工 事 の 区 分		
助 成 金 の 交 付 決 定 額	変 更 前	
	変 更 後	
助 成 金 の 変 更 理 由		
助 成 の 交 付 条 件		
助成金交付に係る指示事項		

様式第 5 号(第 9 条関係)

年 月 日

日立市長 殿

請求者

住 所

氏 名

電 話

日立市住宅浸水対策促進事業実績報告書兼請求書

年 月 日付け日立市指令 第 号により助成金の交付決定の通知を受けた住宅浸水対策促進事業が完了したので、日立市住宅浸水対策促進事業助成金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり関係書類を添えて報告し、助成金の交付を請求します。

記

工 事 の 区 分		
施 工 内 容		
事 業 の 完 了 年 月 日		
助成金	交 付 決 定 額	
	精 算 額	
助 成 金 の 振 込 先		
添 付 書 類		